レオナルド・ネルゾンと〈理性の自己信頼〉(6)

一批判哲学と民主主義批判一

太田 明

要 約

この研究の目的は、レオナルド・ネルゾンの批判哲学とそこから導かれる民主主義批判の論理を明らかにすることである。

ゲッチンゲン大学の哲学者レオナルド・ネルゾンは講演「ソクラテス的方法」(1922)で新しい対話法を明らかにした。しかしその当時、ネルゾンは民主主義批判の急先鋒の一人であった。

しかし、今日的観点からすれば「対話」は、力による激しい闘争を回避して平和裡に、そして単なる妥協ではない交渉を行う方法とみなされている。しかも、参加者の発言における平等の権利を保障し、議論を経て合意に至るという点で「民主主義的」方法である。したがって、ネルゾンの言行には不整合が感じられる。しかし、ネルゾンの倫理学理論は、ここには不整合はなく、むしろ完全に整合的であると主張する。

本研究では、まずネルゾンの批判哲学と批判的倫理学体系を概観する。その後に、この倫理学体系からどのように反民主主義が導かれるかを検討する。ネルゾンの政治理論は、普遍的に妥当する「法理想」(Rechtsideal)が存在すると想定した。これは「法治国家」(Rechtstaat)が形成されて初めて実現する。しかし法治国家は法理想に関する理解度が異なる人々による多数決原理としての「民主主義」とは相容れず、むしろ「指導者原理」による賢者の支配によって替わられねばならないというのである。

この論理の跡を追求した後に、第二次大戦後に民主主義を支持したネルゾンの後継者たちが 指摘したネルゾンの倫理学理論の難点を検討する。それによって、ネルゾンの理論は、公共生 活における哲学の実践化を志向しながらも、整合性を追求するあまり、経験に開かれれていな かったことが明らかになる。

キーワード: レオナルド・ネルゾン, 批判哲学, ソクラテス的方法, 批判的倫理学, 賢者の統治, 指導者教育

はじめに

ゲッチンゲン大学の哲学者レオナルド・ネルゾン (Leonard Nelson, 1882-1927) は現代の「ソクラテス的対話」の創始者として知られている (堀江2017;太田2015, 2016)。

所属:文学部国語教育学科 受領日 2020年3月5日

この「ソクラテス的方法」はネルゾンの批判哲学の方法論である「抽象の遡及的方法」を哲学対話へと向けたものである。彼はそれを倫理学にも適用し、主著『倫理学原論講義』全3巻を著した。これはカントの『実践理性批判』を意識した同名の第1巻『実践理性批判』から始まり、法学・政治学・教育学を含む体系をなしている。

ネルゾンは批判哲学の研究者であると同時に、若い時から政治運動にも精力的に関わっていた。1917年はネルゾンにとっては転機となった。第一次大戦の惨禍に強い衝撃を受けたネルゾンは自らの設立したフリース協会のメンバーに、学問的活動と共に政治や教育に関する活動を行うよう訴えたが、多くの賛同者が得られないとみるや、新しい団体「国際青年同盟」(Internationaler Jugendbund:IJB)を、さらに1925年には政党 "Internationaler Sozialistischer Kampfbund" (ISK) を設立した(cf. Nelson 1975:242)。

こうした政治や教育に向かう活動は「いかにして哲学を実践的になるか」を追求するネルゾンの哲学に対する姿勢の現れである。それを示す一つのエピソードをあげよう(Franke 1991: 160f.)。

第一次世界大戦直後の1919年1月初旬、ベルリンの文部省でプロイセン文部大臣へニッシュ (Haenisch) が招集する会議にネルゾンも招待された。ここでヘニッシュはネルゾンに、敗戦による財政状態の悪化のなかで、教育改革を行うにはどうすればよいか助言を求めた。それに対してネルゾンは初等教育から大学にいたるまでのすべての教育機関を閉鎖することを提案した。この単純な措置を講じることで新たな財政負担を避け、同時に知的上昇をもたらすことができるからである。ネルゾンからすれば、この教育機関の廃止案は首尾一貫している。なぜなら「なんらの教育を受けずに自然の野生の中で成長する者は、少なくとも教育の運命からは救われることになる。それは教育を与えないのではない。教育は自然から生じてくる自由への衝動を窒息させ、その上に自分の運命を満足させてしまう。自分自身の努力を通して道徳的自由への道を切り開くために万人に開かれている可能性を彼から奪い、したがって彼の人生の価値を奪ってしまう。これが教育の悪影響なのである」(Bd8:577)。

この会議は社会的混乱の最中に開催された。ヘニッシュが開会の演説を始めるや否や、それはスパルタクス団蜂起の最初の射撃で中断され、参加者たちは隣の部屋に避難した。ネルゾンの講演の半ばで、ヘニッシュは官邸での緊急会議に呼び戻され、会議は中断された。演説草稿によれば、ネルゾンはこの会議のために自らの指導者教育の計画を宣伝し、自らの指導者学校設立のための財政的援助を求めた。プラトンと孔子に言及し、ネルゾンは各世代において最も優れた者の計画的教育を行う模範となる教育施設の設立を求めたのである。だが、財務省代表によってネルゾンの計画は拒否された。海のものとも山のものともつかない計画に資金を投入することはできないし、さらに追加の資金援助が提案されるという危険を見ていた。

それ以上の発言はなく、文部省前で続いていた銃撃戦によって会議は中止された。次回の会議に文部省からは大臣秘書官ベッカーだけが参加し、ネルゾンの計画への支持を約束した。しかし果たされなかった。ネルゾンと同行したシュペヒト(Minna Specht)はヘニッシュ宛の2

通の残された原稿の中で、ヘニッシュは指導者学校を白紙に戻し、「空手形」を出したと不満を述べている(Franke 1991:160f.)。

ネルゾンの提案に戻ろう。ネルゾンも「義務教育」の意義は分かっている。彼は学校教育の原則を批判するのではなく、既存の教育機関の形式の堕落を批判する。この惨状に対するネルゾン自身の回答は、すべての教育的措置が理性に基づく学校である。こうした理性に基づく学校での指導者育成を通してはじめて政治の再建が可能になるのである。

ネルゾンは自分が提案した指導者学校は学校制度にとっての模範的性格を持つことになるという。そのような学校はまさにそのような教育目的のもとで教育された政治家によって設立される。したがって真の普通教育は政治の革新を前提する。この革新は理性的教育を受けた人間によってはじめてなされる。教育は理性的政治家を前提する。それは循環論ではないかという批判に対して次のように切り返す。

ここのどこに矛盾があるのか?教育によってはじめて、求められている外的施設の設立によって、教育が一般大衆に繁栄をもたらす基盤を準備する人間をわれわれに提供できるのである。これは、こうした施設を生み出すことができるように、人類がすでに教育されていなければならないというのだろうか。この議論は明らかにズルをしている。というのは「人類」などとは以前にはどこにも言っていない。そうではない。この限定された課題のために十分に教育された十分な数の人々がいれば、この課題を解決に導くのに十分なのである。(Bd8:541)

ネルゾンが提案する指導者学校は教育改革と政治革新のための「前衛」というべきものであろう。万人の教育のためには、「この限定された課題のために十分に教育された十分な数の人々」の教育がまず先行しなければならない。

このような指導者教育は「リーダーシップ教育」と言えば聞こえはいいが、ドイツ語では "Führererziehung"である。ネルゾンの死後、ドイツで政権を握ったナチスを指導者がこの "Führerer"と呼ばれたことを鑑みれば、"Führererziehung"という言葉の持つ奇妙な感じが わかるだろうか。

ネルゾン自身は若い時期から政治活動に関わっていたが、第一次大戦中からいっそう精力的に取り組んだ。そして文部大臣との会議の頃には、当時のドイツにおける民主主義に対するもっとも先鋭的で強力な反対者になっていた。「民主主義」には多様な意味がある。少なくとも二つの意味が区別できる。第一は、平等と自由という実質的理想である。第二は、政治的組織原理である。後者の意味での「民主主義」は、立法機関と統治機関、つまり国家・政党・公的機関など政府機関が、政治に関与する成人の自由投票を通じて選択されるか、選挙人によって選出された代表者に委ねるように公務を規制することを意味する。この後者の意味での「民主主義」をネルゾンはその倫理学に基づいて批判し拒絶した。その代わりにネルゾンが主張したの

は「賢者による統治」である。賢者とは男女を問わず厳格な倫理的・知的訓練 - 指導者教育 - に対応できた者である。この少数の賢者たちによる統治、あるいはそのうちの最も優れた者 - 最賢者 - による統治である。これはプラトンが『国家』で描いた「賢者の支配」という政治理想の再生とも見ることができる¹⁾。

いま概略したネルゾンの思想と活動のつながりはなにかしらギクシャクした印象がある。今日的観点からすれば「対話」は、力による激しい闘争を回避して平和裡に、そして単なる妥協ではない交渉を行う方法とみなされている。しかも、参加者の発言における平等の権利を保障し、議論を経て合意に至るという点で「民主主義的」方法である。議会においては数の力によらずに議論を尽くして決定を行い、国際社会においても単に力によらない解決を目指す方法である。もちろん現実的にはそれが裏切られることが多いとしても。またネルゾンに由来する現代の哲学教育の方法としての「ソクラテス的対話」も理性への信頼に基づき、メンバーの平等で同権的な参加を保証する「民主主義的」方法である。このように見るとき、対話と民主主義とは親和的であるとしても、対話と民主主義批判とはスムースは結びつかないように見えるのである。これは単なる仮象なのだろうか。そうであるならば、つまりネルゾンの思想が正しいならば、それは擁護されなければならない。しかし、間違いであるならば、その誤りは質さねばならない。「賢者による支配」がネルゾンの信奉する批判哲学における理想からどのようにして導出されるのか。ネルゾンにおいてソクラテス的対話と民主主義批判はどのように関係しているのか。これが小論の問いである。

この問いに迫るには、ネルゾンの倫理学体系とその内容を検討する必要がある。批判的方法を用いて検討されたネルゾンの批判的倫理学は壮大な体系をなし、教育学、法学、政治学もその中に位置づけられている。したがって以下ではまず、ネルゾンにおける批判哲学を「ソクラテス的方法」を含めて復習しておく。次にネルゾンの批判的倫理学の体系を概観する。それを踏まえたうえで、ネルゾンの哲学的著作のなかでも最も批判される政治論、すなわち反民主主義論を検討する。

1. 批判哲学・批判的方法・ソクラテス的方法

批判的方法と批判的理性

ネルゾンの哲学―批判哲学―の基本を確認しておこう。

批判的方法を検討する著作の中でネルゾンは理性批判の二つの誤解,超越論主義と心理主義という誤解とを区別した(Bd1:9-78; cf.太田2019)。

理性批判は哲学体系のための基礎を提供し、認識能力の批判的探究を通して哲学体系に対して保証された学的基礎を与えるものである。このようなかたちで問題を提起すると、理性批判と哲学体系とはそれぞれ二者択一を求めるかのように見える。つまり、哲学は理性的なものだ

から、理性批判はアプリオリに哲学的専門分野を形成しなければならないとするか、あるいは、理性批判の手段による認識の探究は心理学に属するのだから、哲学は心理学の一分野でなければならないとするかのどちらかになる。超越論主義は理性批判の主たる方法的テーゼを犠牲にしてしまう。哲学の最高度の抽象はドグマ的に措定することはできず、認識に至るステップの具体的探究から導かれねばならないからである。それに対して、心理主義は哲学的問いと回答は心理学的概念とは無関係なのに、その性格を心理学的なものだと認識しそこなうことになる。

カントは、理性批判は各個人の認識の内的経験から学として展開されねばならないのか、それともアプリオリな原理から哲学的理論として展開されねばならないのかという問題に対して曖昧にしか答えなかった。哲学的抽象は認識能力の批判によって導入されねばならないとするカントの主観的アプローチは第一の解釈をとる。しかし探究を継続し、一そして一般論理学と超越論的論理学の並行性という主張と形而上学的原理の超越論的証明の要求において一、カントは戦術的には第二の解釈を前提して、批判の諸原理をアプリオリな判断と解釈する。ネルゾンが依拠したフリース(Jakob Friedrich Fries, 1773–1840)は、当時の一般的傾向に対抗して、超越論主義の方向に展開するカントの教説を主観主義的方向へ向け、それを内的経験から整合的に展開したが、哲学的問いと回答を心理学のそれに転換することはなかった。フリースの教説と心理主義との境界はそれほど明らかではなく、それゆえネルゾンによれば、彼への批判はおおかたフリースの哲学を心理主義的体系と誤解したのである。

ネルゾンは、理性批判に基づく哲学は必然的に超越論主義になるか心理主義になるかの二者 択一に見えるという問題の根を、両者がともに、認識の基礎は理性批判の定理から哲学的原理 の証明を成立させなければならないところにあると主張する点に見い出した。もし批判の原理 と哲学体系の基礎との関係の仕方が、実際に問題の(論理学的証明における)前提と帰結との 関係と同じ関係になっているならば、理性批判と哲学とは同一にならねばならない。つまり、 両者はともに、経験的かつ心理学的であるか、あるいは合理的かつアプリオリであるかでなけ ればならないことになる。

理性批判の問題を探求することで、ネルゾンはこの見方が誤りであり、なぜ誤りであるかを示した。批判は哲学的観念の起源と事実に関する人間の認識活動の機能の理解を明確にすることに資する。認識活動はひとつの自己活動であり、感覚刺激によって動機づけられている。感覚刺激によって獲得されたデータは周囲世界の認知によって相互に関係し合っている。理性批判の機能はこの過程における観念結合と、こうした観念が認知における具体的段階を分析するために用いられると想定される基準を提示(demonstrate)することである。また心理学的理論を用いて、これらの観念を認識におけるその起源へと遡及させることである。つまり、これらの基準が表現されている原理の客観的妥当性を証明することが理性批判の役目ではない。それに対して、こうした原理そのものは心理学的なものではなく哲学的なものなのである。だから、それは批判の命題からは導出できない、実際、それらはすべての知覚の前提なのだから、事実そうあるより妥当なかたちで判断から導出することはできないのである。

批判的理性と哲学体系

理性批判と哲学体系との結合は、この理論によれば、論理学的証明ではない。むしろフリースが提起した「理性の自己信頼」(die Selbstvertaruen der Vrenunt) から生じてくる。つまり、認識を求めるあらゆる活動は認識能力の可能性を信頼しているという事実に基づいている。この信頼は、理性が感覚刺激によって嚮導された認識能力であるという限りでの、理性への信頼である。この信頼は認識能力の同意によって維持される。しかしそれは認識能力と客観的に認識されたものとの比較によって検証したり正当化したりすることはできない。これは認識能力の可能性に越えがたい限界を設定する。ネルゾンはこれを認識論の不可能性に関する論文で表明した。そのなかでネルゾンはこの理論は学問的に認識能力の客観的妥当性を探求する試みであると理解した。それと対照的に、理性批判は認識能力への信頼が実際に方向転換する道を探求することに自らを制限する。

この探究において、フリースとネルゾンは「間接的認識」(die mittelbare Erkenntnis)「直接的認識」(die unmittelbare Erkenntnis)とを区別する。前者は何らかの他の真理要求によって支持されるのに対して、後者は単に理性への信頼を要求し、したがっていかなる正当化も必要としないし、またもたない(cf. 太田 2019)。

批判的方法とソクラテス的方法

批判的方法は行為判断の具体的事例から出発し、その判断を分析・抽象して判断根拠を探り、さらに一般的原理を洞察するという方法である。われわれは具体的な判断を行うとき、なんらかの認識に基づいているが、それは明瞭には意識されていない。むしろ、根源的に不明瞭な状態にある。そうした根源的に不明瞭な理性認識の存在を証明し、その内容を完全に明白に意識化し、命題のかたちで把握する方法の展開である。批判的方法は二つの手続きからなる。第一の手続きは、われわれの具体的経験判断と行動のもとにある哲学的前提へと遡及し意識化する「抽象」である(抽象の遡及的手続き)。普遍的命題は具体的ケースに関する特殊判断から、特殊性を抽象して得られるからである。だが、抽象によって得られた普遍的命題はまだ前提されているだけであって、基礎づけられていない。この普遍的命題が直接的認識を適切に再現していることの証明が必要である。それを行うのが「演繹」と呼ばれる第二の手続きである。

ネルゾンはこの批判的方法を用いた哲学実践(哲学すること)を「ソクラテス的方法」と呼び、自らの教育のなかでも実践した。これはソクラテスの哲学実践の本質的要素―自分で思考する・自らの認識判断の経験の(ソクラテス的問いを介した)探求・具体的経験への定位・真理探求・議論による対話―を引き継いでいる。さらネルゾンはそこに二つの新しい方法を付け加えた。第一に教師と生徒のような一対一の対話ではなく、一人の進行役と複数の参加者による対話(会話)の形式ととったこと、第二に参加者は対話において同等の権利を持つ平等なパー

トナーとして扱い,進行役は対話の内容には関与せずに対話をコントロールする役割に徹するだけにしたことである。それによって、対話において共同しながら自分で思考することが可能になる。そしてこのような共同における思考は抽象の遡及的手続きでなされるのである²⁾。

2. ネルゾンの倫理学体系

ネルゾンは批判的方法を認識論に適用するだけではなく、自然哲学や実践哲学にも適用した³⁾。実践哲学への批判的方法の体系的な適用はネルゾンの主要な業績とみなされる。それは全体としては広義の倫理学体系であり、倫理学(徳論)・教育学・法学(法論)・政治学からなる。図式的には次表のように区分される(Bd5:31)⁴⁾。

	内的倫理学(Innere Ethik)	外的倫理学(Äußere Ethik)
純粋倫理学(Reine Ethik)	倫理学(徳論:Tugendlehre)	法学(法論:Rechtslehre)
応用倫理学(Augewendte Ethik)	教育学(Pdagogik)	政治学(Politik)

ネルゾンの倫理学体系の展開は、抽象の方法(倫理的価値判断のもとにある前提の分析)と、価値判断の経験的研究によって、「純粋実践理性の利害関心(Interesse)」、つまり理性自身によって人間の意志に課される倫理的要求を決定することに向けられた。倫理的価値判断を可能にするのはこの利害関心である。「利害関心」はきわめて広く捉えられており、およそ意志(der Wille)を動かすものすべてとみなしてよい⁵⁾。ネルゾンはこれらの利害関心から二つの倫理的基本原理を導出する。自分自身の行動によって影響を受けるすべての利害関心の「衡量理論」(Anwägungs theorie)と、それとは独立して自分の自身の公的性格を真・美・善の理念に応じて形成する理想(Ideale)である。これら二原理は次のように結びついている。つまり、一方で衡量法則は、定言命法として人間行動の理想的価値を制約する必要条件を規定するが、他方で、合理的自己決定の理想は人間の真なる利害関心の理論となり、この利害関心のなかに対立する利害関心の衡量基準を見出すということである。

ネルゾンの倫理学の重要な特徴は、カント的な義務論と功利主義という対極的な原理を結びつけようとする点である。形式的にはカント倫理学の原理に基づき、実質的には功利主義倫理学の原理に基づいている。「新カント派的功利主義倫理学」ということもできよう⁶⁾。

ネルゾンは哲学的倫理学の体系は基本的に上述の二原理だけから展開される。ネルゾンは、 そこから純粋に哲学的に導出することができる、つまり経験を付け加えることなく導出できる ような帰結を引き出すことに自らを制限するが、それを完全かつ体系的に把握しようとする。

そのなかでネルゾンは、第一に、それぞれの段階で用いられる前提と、原理の中に現れる概念の論理的結合を体系的かつ厳密に正当化することへの彼の関心によって、第二に、この実践的科学への関心によって影響される。提示された原理は形式的であり、具体的な倫理的要求の

制約はそれを所与の環境に適用することを通して経験によって妥当であるとみなされる。この 原理を経験的世界に適用するためには哲学的探究の準備を必要する。

倫理学体系全体のなかでは、まず倫理学と法哲学(Rechtsphilosophie)とが並んで登場する(純粋倫理学)。この両者は衡量法則の異なった適用方法に応じて区別される。定言命法としては、この法則は人間の意志に対して、その人間の行為によって影響される他の人々の利害関心を衡量することを要求する。その内容によって、この法則は、他者が彼に関して持つ権利によって個人の義務を決定する。この点で衡量法則は公共的生活に関係し、したがって社会秩序の価値基準を提供する。ネルゾンはこの基準を「法的状態」"Rechtszustand"という概念で定義するで、それが意味するのは、社会のすべての構成員の利害関心が不法な侵害から保護される「正しい」社会状態である。倫理学は個人の義務に関わるのに対して、法哲学は社会の法(正義)の状態に関わっている。こうした純粋倫理学に、ネルソンは実現の条件に関係する別の学を追加する。哲学的教育学と哲学的政治学(応用倫理学)である。前者は人間を倫理的善に向ける教育理論であり、後者は法(正義)の状態を実現する政治理論である。

ネルゾンの倫理学は、普遍的道徳法則の内容的規定とその学的根拠づけを目指している。その道徳法則は、公正の理念として人間相互の関係を規制する。その根本にあるのは、人間の本質はその尊厳であるという考えである。人間の尊厳は理性的自己決定への能力にある。この理性的自己決定の能力が、人格と他の人格にとってその人格の利害関心の利用を制約する。そうすると、各人の尊厳を侵害することなく、多数の人間の関係はどのように規制されるのかという問題が生じる。

この問題の解決をネルゾンは次の命法に求める。「もしあなたの行為によって影響を受ける者の利害関心もあなたの利害関心である場合には、あなたもあなたの行為のあり方に同意できないような仕方で行為するな。」(Handle nie so, dass du nicht auch in deine Handlungsweise einwilligen könntest, wenn die Interessen der von ihr Betroffenen auch deine eigene wären.)(Bd4:172)。ネルゾンによればこの命法が、普遍的理念としての自由の理念を矛盾を含むことなく実現し、したがって「正義」(Gerechtichkeit)の理念に内実を与えるのである。道徳法則は自由の理念からはじめて基礎づけられる。それはカントの定言命法を引き継ぐものと理解される定式であるが、ネルゾンによればそこには優位な点がある。なぜならそれは、誰もが他者の平等で正当な利害関心を妨げない限りで、自らの利害関心を自由に発展させ、満足させることができることを許すからである。

利害関心が衝突する場合には、人格的平等の原理が、対立する利害関心を衡量する規則を用意する。関係するすべての参加者の利害関心が自分自身の人格と一致するような場合に選好するであろう利害関心をわれわれは選好すべきだというものである。つまり、利害衝突に巻き込まれた人物に、衝突する利害をその人物のなかで統合して想像すること要求する。これは言い換えれば、われわれは次々にある人物から次の人物へと立場を想像的に変更しなければならないと理解すべきである(Bd5:136)。こうしてネルゾンの倫理学は利害関心衡量理論

(Interesseabwägungstheorie) という地点へと向かうことになる。利害関心衡量理論は、どのようにしてわれわれは衝突し合う利害関心を正しく扱うことができるかという問いに回答しようとする。さらに、人間の尊厳を侵害することなく、われわれの利害関心を制限するような規則を叙述する。

この理論によってネルゾンはカント倫理学に向けられる「抽象的モラリズム」という批判を 回避できるものだと考えた。道徳法則は実際に存在する個々の利害関心の衡量を要求する。そ の限りで、この道徳法則はその都度歴史的に生きている生命が具体的に充実する余地を与え、 衡量法則によって、万人の平等な要求と調和できるようになる。ネルゾンは「法原則」(ある いは「正義原則」)(Rechtsgesezt)を掲げるが、その内実は利害関心の比較からなっているの である。

正義とはネルゾンによれば、自由領域の相互制約において人格的平等を考慮しなければならないということである。つまり、決定的な利害対立にあって、人格同士が「人格として」平等に扱われなければならないということを意味する。誰も他の人間よりも優先されてはならない。ただし、「ある人物と他の人物の状況の質的差異」があるとすれば別である。そのような場合にのみ、利害衡量において考慮される。したがって、法原則は衡量法則としても特徴づけられる。

法原則では、人格的平等という原理が、徳論における「道徳法則」と同じ役割を果たしている。法原則と道徳法則との違いは、法原則には義務的性格は相応しくないということにある。 義務は個人の意志だけに向かう。それに対して、法原則は「社会全体」に妥当する。この違い は次のように定式化できる。ある社会における「法的状態」(「正義状態」)の実現は、個人の 義務としてではなく、「法理想」(Rechtsideal)として理解されねばならない。

利害対立においていかなる利害が優先されるべきかという問い、つまり、いかにして利害は評価されるべきかという問いに対して、法原則はどのような方策も持たない。それに対してネルゾンは彼の「真なる利害」あるいは「客観的利害」の理論を展開した。衡量において決定的なのは、実際にいまある利害ではなく、人格の真の利害である。人格の事実的利害と真なる利害は、もしその人物が理論的あるいは実践的に誤る場合には一致しない。理論的誤りとは、ある人格が認識において欠如する場合である。たとえば、もしその人格が、自分が毒を盛られるという見込みを持たずに、毒を仕込まれた食べ物を取ろうとする場合である。実践的誤りは、ある人物のあまり質の良くない目的が優先されるという場合である。

すると次のような問いが生じる。客観的利害はどのような内容を持つのかという問いである。 ネルゾンは、客観的利害を生活一般の価値への利害と規定する。この利害は他の人格ではなく、 自己活動によってのみ満足させられる。それは「理性的自己規定への利害関心」である。 衡量 の領域での真なる利害を突き止めることで、人格全体が考慮され、したがって、その限りでこ の人格の生活の価値への利害に寄与する。

内的応用倫理学として、教育学は個人の徳性の発達の条件を扱う。とりわけ、この場合の徳

性とは人間の自己決定の能力である。したがって、教育学の課題は、人間を外的働きかけによって規定する(能力を与える)が、外的働きかけ(外的影響)によっては決定されず、自己規定できるようにする方法を扱うことになる(Bd5:349)。

ネルゾンの法学が探究するのは通常の意味での法学とは異なり、完全な法規範を上位の法原則から論理的な展開ではない。法学は、法秩序として指摘されねばならない実定法秩序に対応する要求だけを扱う(Bd6:126ff.)。この理論の中核は実定法を超える法原則である。この原則は人間の尊厳を保障しようとし、倫理学のなかで展開された利害関心の衡量理論と結びつく。法原則は実定法が「法」という性格にふさわしいかどうかを決定するのである。ネルゾンは当時の支配的な法実証主義を痛烈に批判し、それを「法のない法科学」「法律のニヒリズム」と非難した(Bd9:123ff.,133)。

こうして、ネルゾンは外的応用倫理学として、政治学ないし国家理論を展開する。それは社会における法的状態を実現する条件に費やされている。そこでネルゾンが問うたのは、どのような国家形態が人間の尊厳の維持、つまり正義の実現のために考慮されなければならないかという問題である(Bd6:126ff.)。

すでに見たようにネルゾンがこうした倫理学体系の基礎に置く根本原理は「すべての人間の 尊厳の平等 Gleichheit der Würde aller Menschen」(Bd6:90, Bd4:335)である。ネルゾンの 理解によれば、この根本原理あるいは根本規範はある絶対的・普遍的価値を表現している。

では、この原理はどのようにして得られるのか。認識論に関する仕事のなかでネルゾンはこうした倫理原則の究極的根拠づけの困難を自覚していた(Bd4:335)。認識論における真理基準と同様に倫理学における倫理原則も、いわゆる論理学的証明によっては解決できない問題である。ネルゾンからすれば、そこからの唯一の脱出路は、抽象の遡及的方法と「演繹」による倫理原則の「提示」である。つまり、倫理原則は「直接的意識」として不明瞭としたままでわれわれの理性の中にあるのだが、これを経験的-心理学的方法(感情の分析)によって提示するのである(Bd6:336ff.)。真理基準と同様に倫理原則もまた「理性の自己信頼の原理」に依拠するのである。ネルゾンはこの倫理原則の演繹に大著『実践理性批判』を費やした80。ここではそれを詳細に検討することはできない。ただネルゾンの倫理学体系の基礎の妥当性は彼の認識論の妥当性と同道するということには注意しておかねばならない。

3. ネルゾンの民主主義批判 — 法の実現・賢者の統治・指導者教育・理性の党 —

上述したように、倫理学理論に基づいて法理論・社会理論が展開され、さらにそれに政治理論が続く⁹⁾。しかしネルゾンの場合には、この政治理論が今日において最も疑念を招き、批判を受けることになる。なぜならば、社会における法(正義)の実現は、他の権力に優越する権力を行使する国家においてのみ可能になると主張するからである。つまり、それは民主主義を排したある種の専制国家あるいは独裁国家を想起させるからである。しかしネルゾンによれば、

これは決して非理性的なものではなく、むしろ法(正義)を実現するためには不可欠な理性的 結論なのである。

法(正義)の実現

ネルゾンは普遍的に妥当する法(正義)(Recht)の理想が存在すると想定した。カントとは異なり、ネルゾンはこの理想が人間の経験から独立した特殊内容をもつのだと考えた。人間の経験を超えた法(正義)の理想への信頼は彼の思想に極めてドグマ的な雰囲気を与える。カントとフリースの後継者を自認するところから予想されるように、ネルゾンの法の概念は初期のドイツ自由主義(リベラリズム)の概念に類似する。

ネルゾンによれば法原則とは、各人の能力を完全かつ自律的に、しかし他者の能力の発展を 制約しない地点に至るまで発展させよというものである。この法(正義)の概念はネルゾンに とっては共通善を主張する場合の暗黙の基準となっている。「一般に法の理念が存在する」と いう命題は、その内容に関する多様な意見とは完全に独立して確定されねばならない。

各個人の最適な発達は、国家が「法治国家」(正義国家)(Rechtsstaat)を形成して初めて実現する。ネルゾンはここで自分の見解をドイツ・リベラリズムの古典的要求と結びつけるが、法(正義)の理念を守ることはどのような国家からも無関係なものであるとして、19世紀後半に発展したドイツ法学の主流 – 法実証主義 – の考えを拒否する 10 。

ネルゾンは法治国家と民主主義との関係を排他的な二項的対立とみて、われわれはこのどちらを取るのかの選択の前に立たされていると主張する。

前者を選択すれば、われわれは後者を放棄せねばならないし、逆も成り立つ。多数者の意思を最高度の法に持ち上がるのであれば、国家において法の支配が成り立つということは期待できないし、それを否定しなければならない。それに対して、国家における法(正義)の実現を望むのならば、この職務のために十分な教養ある者と法を愛する者の統治に従わねばならない。この考察の本質的な部分は極めて簡単な思考に還元できる。それは、一般に社会のための法理想が存在するという思考である。国家はこの理想に従って行動しなければならない。それはこの理想にその意思を向ける多数者の意思に依存するかどうかとは無関係である。しかし、社会のためのそのような法の理想は存在しないとすれば、民主主義もそのようなものではありえない(Bd9:395)。

あるいは別のところでこう述べている11)。

多数決原理(Mehrheitsprinzip)は理性の政治とは相容れず、その都度に最も洞察力ある者と最も無私な者の指導者原理(Führerprinzip)によって代替されねばならない。その原

理を公共的生活に実践することが最終的には賢者の支配(Herrschaft der Weisen)の樹立に向かわねばならない。…理性の党(Partei der Vernunft)のプログラムの計画」でそれはより明らかになる。…多数決原理はこの党では拒否される。代わりに指導者原理が置かれる。

ネルゾンにとって真理問題は多元的な回答を許されない。どのような問題も一つの真なる回答が可能なはずである。これが民主主義を拒否する理由となる。民主主義は国家における意思決定が多数によってなされると理解されるからである。専制体制では人民が権力者の恣意に依存するのに対して、民主主義においては統治者と被統治者との法的関係は、統治者が被統治者である国民の恣意に依存する。しかしネルゾンの法(正義)の客観性の原理は、国民主権という民主主義的原理を排除する。「われわれは投票を拒否する。それは恣意を拒否するからである」(Bd9:393)。

ネルゾンは一方で、法の前の平等という概念に深くコミットするが、他方で、人々の間の決定的な差異に着目する。法(正義)の概念とそこから生じる法原則はいつも明瞭に理解されるわけではない。なるほど、どのような人間も少なくともそれについて漠然と知っているが、教育と訓練によってはじめて明瞭に知ることができるようになる人間がいる。他方で法に関してつねによりよく知っている人間が存在する。真理の認識能力における人間の差異に関するこの信念がネルゾンの民主主義批判の源にある。

ネルゾンは民主主義が法の実現とは両立せず、多数決原理が民主主義の宿痾であるとみなした。多数者の意思が法原則に収斂することは稀である。人々の能力の程度には差があるから、法(正義)に関してよりよく知る能力があるのは少数者あるいはただ一人である。ところが民主主義においては「純粋な偶然」が、多数者の意志が法に向かうかどうかを決定してしまう(Bd9:13)。

こうしてネルゾンは民主主義の拒否をはっきりと定式化した。「民主主義とは最も優れたものが勝者となるアリーナではない。それは最も抜け目ないものあるいは金で買える者が法(正義)を愛する者に対して、そして善きことを構築する人物をしのぐことができる祭りのようなものである」(Bd6:232)。「(この) 精神的退廃の政治的表現形式が民主主義である(Bd6:409)。

民主主義的国家形式なるものは多数者の意思という偶然によって方向づけられる。ネルゾンは民主主義の危機を多数決原理に還元する。「…民主主義は決定を偶然に形成された多数の意思にゆだね、決定から法(正義)奪ってしまうのである。」(Bd9:401) この偶然性に抗してネルゾンは断固として論争を敢行する。ひとたび法を認識すれば、事態は転換されるはずである。

もちろんこのような発言の背後には当時の政治状況がある。しかしネルゾンの著作ではワイマール共和国への批判や歴史的事例、あるいは民主主義の古典理論への反論は稀である。とい

うのは、いかなる社会でも大衆コントロールは不可能だと確信していたからである。ここでネルゾンは民主主義を「指導者不在」と結びつけた。民主主義とは良き指導者の不在である。民主主義は指導者に制約を加えるからである。善き指導者つまり法(正義)をよく知ることができる者は、大衆の欲望に同調して自らの品位を下げることはできない。その結果、悪しき指導者が登場することになる¹²⁾。「民主主義の時代は意思なき時代である。それは自分が何を望んでいるかを知らないがゆえに、現在の意志の欠如に優越する者に意思行為が委ねられるのである。」(Bd9:69)ネルゾンは民主主義への信仰を「恥ずべき迷信」だと言う。ドイツの多くの政治的困難はこの迷信に起因する。指導者は自分の行為に責任を取らず、彼らは大衆の投票が自分たちの行為に責任があるふりをしている(Bd9:19,160)。

この点について、ストルーヴは当時のドイツの学者・政治家の見解と比較している(Struve 2015)。ネルゾンとフリードリヒ・ナウマン、マックス・ヴェーバー、ヴァルター・ラーテナウとは、民主主義の古典的理想は実現できないという点は共通する。しかしネルゾンは指導者不在と民主主義とを同一視し、民主主義に反対した。だがこの見解は法実証主義の代表者である政治理論家ハンス・ケルゼン(Hans Kelsen)とは一致する。しかしネルゾンとは対極的にケルゼンは、民主主義の本質はまさに「指導者不在」にあるが、それにもかかわらず、民主的国家はよき指導者が発展する最善の希望であるとの議論を展開した(cf. ケルゼン2015)。

政治的議論に参加する完全な同権性の原理は、ネルゾンからすれば哲学的な方法に基づいて 唯一正当と認識されるもののために顧みられない。民主主義を否定して、ネルゾンは議論を二 つの組織へと差し戻す。教会と軍隊である。それはネルゾンによれば、継続性という観点で評 価される。この継続性はもっぱらその組織形態、つまり組織のなかの民主主義を排除し、強力 な指導者性(リーダーシップ)を基礎にした組織形態によっている。このような組織が優れて いるは、その組織内の最も優れた者を指導者に自動的に選抜するメカニズムがあるからである。 ネルゾンは政治的・宗教的には軍隊もカトリック教会も拒否したが、その組織形態を採用した のは逆説的に響く。選抜手続きは、組織の目的には結びついていないのだから、受け入れるこ とができるし、成功する民主主義的組織形態はありえないと確信していたからである。

法状態が実現するのは、社会におけるすべての他者の権力を凌駕する権力を行使する意志がその実現を目的とする場合だけである(Bd6:150)。この意志は言い換えれば権力独占だが、それをネルゾンは統治として特徴づける。法状態が現実になるのは、ある社会が国家を形成し、統治に服するという場合である。こうして国家はその社会における法を権力によって妥当させ、社会における他の権力を法の下に強制的に置くという目的だけをもつことになる。権力の唯一性要求から根拠づけることで、ネルゾンはいかなる権力分立も拒否する。「既存の法秩序の批判の自由」(Bd9:202) は不可欠であるが、根拠と反対根拠の闘争においてのみ真理は樹立される。立法権と司法の独立のような憲法的保障も、ネルゾンの体系では国家権力の一体性とは両立できない。

賢者の支配

民主主義の代わりにネルゾンが提案するのは最も優れた一人の人間による支配である。この人間はつねに法(正義)について他の誰よりも明確な観念を常に持っている。そして「理性」の要求がその人物に社会における最も重要なすべての決定を行うことを要求する。すぐにわかるように、ネルゾンは自分の統治に関する考えをプラトンに比している(Bd6:274)。

プラトン的な支配理想とは「十分に教養ある者,すなわち洞察力があり法(正義)を愛する者」の支配である。「誰が国家における統治者であるべきかという問いに対して,最も説得力がある唯一の回答はプラトン的なものである。つまり,最賢者がそれだというものである」(Bd6:246)。

ネルゾンの指導者原理は洞察力の高さという質的なものであり、単なる決断主義的な権威形式は拒否される。「指導者性が要求するのは指導される者たちが他者に意志に無条件に服従することではない。そうではなく、指導される者たちが指導者のより優れた洞察に信頼を置くことに基づく指導を意味する。」(Bd5:396) ここに先に指摘した認識能力における人間の差異が現れる。道徳的認識の根本的に明証的はない。それをどこまで明瞭に知るかという点で、人々の間には道徳的認識と倫理的意志の間の差異が生じてくる。

指導者的人物のもとにネルゾンが理解するのは、次のような人間である。つまり、「堂々と、自信を持ち、独断的に指令を与えて、目的を示してやる人物である。むしろ指導者的人物は、理性的存在として、彼らにその真の目的を彼ら自身の理性を通して示されねばならなない。またそれゆえに、彼らはその目的を、十分に洞察して自分で見出しつつ、指導者の卓越した洞察への信頼に基づいて、この真の目的についていくことが肝要なのである。」(Bd5:389)

しかし、一人ひとりの人間が一定の洞察に到達するのであれば、彼らにその道を自分で進ませるほうがよいのではないかという疑問が生じる。各人の自発的思考によって見出された決定は、他者によって決定されたものよりも高い価値があると考えられるからである。ネルゾンはこの反論を検討し、指導者性の必要性への洞察は個々人の自己決定を必要とすると議論する。他者の意志に無条件に服従することは指導者性ではない、自由な自己決定の意識があって初めて、従うことの必要条件が満たされる(Bd8:487f.)。

統治者に必要な特性は「真の目的への洞察の明晰性,この目的の実行における意志の純粋性, その実行に向けた手段を貫徹する組織手腕」(Bd9:406f.)である。人間認識,自己認識,組 織手腕である。

だが、こうした統治者を統制する必要はないのか。ネルゾンは統治者の行動と政策に対する 外的統制は不要だとする。統治者を統制する制度の創設は、一人あるいは複数の人間が統治者 よりも法に関する優れた認識を持つことを前提する。もし別の誰かが統治者よりも法に関して よい認識を持っているのであれば、その人間こそが統治しなければならない。そうでないとす れば、統治者の統制は、統治者が法を実現する制限にしかならない。ネルゾンの統治者は万人 の最善の利益のために行動するのだから、大衆の統制は余計である。社会の他のメンバーが受け入れることができるもっとも妥当な態度はすべての決定を彼に委ねる意志である。「事柄は洞察と判断をもって、しかも道徳的に責任あるしかたで決定されるのがよい。それが大衆の利益になる。法によって統治されることを許す以外に人々には権利はない。」(Bd9:40)

ネルゾンは統治者の自己統制を信頼している。統治者が自分の仕事を成功裏に達成することは、彼の法への献身と生活の堅固さによる。統治者の決定が法原則と一致することを保障するために、統治者は広範囲にわたる自己批判の能力がなければならない。統治者は能力を法を達成するために広く必要なものだけに力を注ぐ。そうでなければ、個人的・家庭的な関係を社会の個人的メンバーととり結ぶことになる。しかし法(正義)を達成するためには、独裁者のように見えることすら意志しなければならない。ネルゾンは意志力こそが「政治の秘密」であると述べる(Bd9:23)。統治者は他者の意志を押し退けることができなければならない。目的を維持する意志力を持たねばならない。公共の利益が自分自身の個人的な利益と衝突するときには、後者を無視する内的な力を要求できなければならない(Bd8:25f.)。

ネルゾンの統治者に対する唯一の外的なチェックは、彼に自分の義務を想起させることである。「法の公共的意識という道徳的な力」と科学的探究の自由が統治者の助けとなって、法原則を心に刻ませる。彼の一番の関心は探究の自由の保護でなければならない(Bd6:184ff., 276f.)。また、統治はいかなる主観的根拠に基づいてはならず、科学的に根拠づけられた事柄への判断への同意だけに見出されねばならない。その意味での統治者には科学的統制がかかっている 130。

ネルゾンにとって統治者の力の濫用に対する唯一の効果的保護は、「指導者の選抜と教育の方法の完全化」(Bd9:19, 41, 165:Bd6:274.)である。もし指導者が法(正義)の樹立という途方もない課題に身を預けなければならないならば、本当に統治者が法に関する最善の認識を持っている人物でなければならない。ネルゾンが向かう重要な実践的問題は、最も法(正義)にかなった個人が統治し、適切な後継者が選出されることを保証することである。

指導者教育

こうしてネルゾンは統治者となるべき賢者の教育のため「指導者教育」を提案する。万人に開かれてはいるが、「能力の欠如」によって退学させられる教育制度によって政治的エリート教育が計画的に実行されるべきである(Bd6:249.)。この政治的指導者の教育で重要なのは一般教育や人格の調和的発達などとは比較できない「特殊な教育」(Speziallbildung)である(Bd8:507.)。

ネルゾンは、ヘルマン・リーツ(Herman Lietz)を手本にする。しかしリーツは生徒を指導者教育の視点からは選抜しなかった。それに対してネルゾンは指導者教育には力と純粋性の二つが不可欠であるとする。「力がなければ毅然たる態度をとることはできない。純粋性がなけ

れば、人間は教育できない。」(Bd8:508)。さらに求められるのはギリシャないしイギリスを 手本にしたスポーツ教育である。それは身体的修練とならんで、何よりも意思の教育において 重要である。

またネルゾンは「人間精神の自然な発達段階|から指導者教育の段階モデルを提唱する。

- ・第一段階では、もっぱら直観と観察の原理によって形成される。
- ・第二段階では、直感から経験が形成される。人間の教育はこの段階で明らかになるのではなく、数学的-自然科学的専門教育を手段にして、真理感情が解放される。「数学的-自然科学的研究の健康な雰囲気の中でのみ、思考の誠実性が教育できる。必要なのは将来の政治家は駆け引きの罠に陥ってはならないということである。」(Bd8:512)
- ・第三段階では、自立した認識が形成される。認識力は目的の価値判断と人間的行為の課題へと向かう。

もちろん理論の教育だけでは政治指導者の教育という目的を達成できない。それは意志の教育を補完するだけである。意志には三つの特性が必要である。強さ・活動性・純粋性である。意志の強さは持続・正確さ・冷静さに示される。活動性は慣習からの解放を意味する。純粋性は、自分の力を目的に向けるという生活における合理性である。「自分の生活のなかで偶然の支配を最小化するよう制限する」(Bd8:520)。政治指導者の教育は哲学的国家論のもとで構築されねばならないとすれば、それは「古いプラトン的理想に依拠することになる。それは哲学者が国家を引き受けるということへの期待を生み出す。」(Bd8:542.)

ネルゾンの政治指導者の教育という構想は「ソクラテス的方法」に強く依存していた。教育の一部では教師と生徒の対話の形式をとる。教師の役割は生徒の誤りを直接的に指摘することではなく、質問を通して議論を進行させ、自ら正しい結論に独立して到達させるように力づけるのである。教師はドグマチズムから生徒の思想を自由にするのを助ける。生徒の精神は必然的に他者の影響を受けるに違いないが、生徒は他人の結論を単純に権威に基づいて受け入れてはならない。教育の目的は「理性的自己決定、つまり個人が外的影響力によって決定されることは許さず、自分の判断にもとづいて決定し行為する」(Bd1:426)ようにすることである。ネルゾンはソクラテス的方法が首尾よく進むのは、高度に規律のある環境が用意された場合に限られると考えていた。

他方で、指導者教育に関するネルゾンのプランは教師の役割と厳格な規律を強調する。厳格な監督と厳しいプログラムの圧力のもとで、最善の学生の最高度な能力が開かれる。「徐々に、彼の倫理的・知的・肉体的能力によって、訓練が提供するものをどう用いるかを他の者よりもよく理解する人物が登場する」。ネルゾンは、「自然に自分の仲間たちの指導者になる」個人がいると仮定したが、ネルゾンは仲間よりも教師の役割に期待した。たとえば、不適切な人物が仲間たちの指導者になれば、教育者は「しっかりした手で」介入し、「時期尚早な上昇」に歯止めをかける(Bd8:25.)。

ネルゾンが倫理的資質を如何に強調しようとも、彼の理想社会におけるエリートは高度に教

育されたものからなる。ネルゾンは彼が構想する政治教育をごく少数の慎重に選抜された個人に限定した。この教育の目的は「万人におけるすべての優れた能力の調和的発達ではない。心身ともに健康な少数の人間の倫理的強化と訓練であり、それによって政治的指導者を形成するのである」(Struve 2015: 204より再引用)。「統治者が自動的に自分の後継者を指導者にする制度を作ることは可能である」意図的な指導者教育と訓練を通して、ネルゾンは「政治的天才」の「偶発的な」登場への依存を考えずとも済ませることができた(Bd9: 19, 23)。だが、どうやって少数の適切な人間を認識し選抜するのかについて詳細に説明しなかった。

理性の党

賢者の支配を実現はどのようになされるかという問いにネルゾンは、法の政治的理念は自立した政党として構築されねばならないという要求でもって回答する。「政治的理想は、十分に力のある政党が社会の中でこの理念を引き受けるという条件によってのみ実現される。われわれはそれを法(正義)の党(Partei des Rechts)とも理性の党(Partei der Vernunft)とも称する」(Bd6:475)。理性の党が統治しないならば、理性のどのような状態も専制であり、そこでは党の影響の可能性を制限することになる。この党の統一と目的を保障するためには、そして目的を個人の恣意性から独立させるためには、党はそれにふさわしい組織を持たねばならない。

権力を欠き、まだ統治ができないところでは、なおさら指導者性が求められる。…第一に、 党の強さは、指導者が計算できる個人の忠誠心の堅固さに依存し、第二に、指導者が党の 目標に対して保持する忠誠に関して、どこまで彼らが逆に指導者を頼ることができるかに 依存する(Bd6:495)。

この「法の党」あるいは「理性の党」は、その目的と矛盾する政党を次々に打ち破らねばならない。国家利益つまり理性の支配は、十分に力のある政党がこの目的を達成するという条件のもとではじめて妥当する。「法治国家を望むが、正義の党を望まないというのは自己矛盾である。」(Bd6:478)

ネルゾンの民主主義概念は国家における政党の権力関係だけに関連する。それ以外の影響や相互作用の形態はネルゾンの視野にはない。視野を絞ることで、目標にする「法治国家」の方向へと民主主義を変化させるためにはこの政党という手段しかないという政治的帰結を導くことになる。

こうしてネルゾンは二つの選択肢を提示する。新しい政党の形成と既存政党との連携である。 「真に闘争力のある正義の党」は独自の組織である。それは政党として設立されるか、あるい はフィルターをかけることによって既存の政党にその意味を浸透させるかである。社会の中で 力を発揮するための教養人の課題は一つの政党に結集し、「十分に力のある政党の助力によって、物理的に社会を支配する力を公的目的に奉仕するように引き出す」(Bd5:307f.) ことである。表明された権力意思だけが支配的な専制の代わりに登場する。ここでネルゾンは彼の理性ドクトリンに対立する形で、別種の議論を展開する。たとえば、自然においては必然的により大きな力が決定し、この力が専制的であるか、あるいは法のために用いられるということを意思するかどうかという問いだけがなりたつというのである。

正義の党は指導者原理に従って指導される。党内民主主義をネルゾンは強く否定する。「指導されるものによる指導者の統制は自己矛盾である」(Bd6:496)。党指導者の機能と統治者つまり賢者の機能は同一人格によって担われねばならない。ネルゾンの意見によれば、党は指導者原理に従って組織されねばならない。そうすることで党は、もし国家における権力を握った場合には、組織形態を変更することなく統治を継続することができるのである。

4. ネルゾン理論への批判と民主主義

既に指摘したように、ネルゾンの倫理学体系は学問的には大きな影響を後世に残していない。とはいえ、『実践理性批判』で展開された内容には今日でもまだ検討すべき点は残されているとの評価がある。

たとえばフランケは、反民主主義的政治理論を脇におけば、1920年代に興隆した「歴史的相対主義」と「法実証主義」に対して、理性原理に基礎づけられた理性的思考が対立させたことに重要な意味があることを承認する。また、利害関心の考量理論は人間の尊厳の尊重を実践へむかう応用可能な合理的倫理学のための最も説得力のある構想であるとする。ここで人格の「理性的自己規定」は、最も重要で無制約で唯一の評価基準になる。そして、機会の平等の原理、つまり万人にとって平等の可能性を生み出し、包括的な意味での教養を保証する理念もまた公正な社会にとって放棄してはならないのである(Franke 2019: 22)。

私もまたこの最後の点については、今日でもまだ十分に説得力のある理念であることに同意 する。ただそれその基礎づけが極めて客観主義的な原理に基づいている点は検討の余地がある と思われる。

しかしフランケも留保するように、政治理論 — 民主制主義批判と真のエリートとしての政治指導者の概念 — はネルゾン理論の最も疑わしい点である。この民主主義批判がソクラテス的方法やソクラテス対話とどのように結びつくのかという問いには答えなければならない。また、ネルゾンに大きな影響を受けた人々、いわゆる「ネルゾン運動」のメンバーが、第二次大戦後はネルゾンの哲学思想を信奉しつつも民主主義の擁護に回ったの理由を考察する必要があるう。

歴史的に見れば、ネルゾンが民主主義を非難し、あるいは拒絶するに至った歴史的背景は無視できない。1914年の第一次世界大戦の勃発、当時の政治問題・社会問題を理性的に解決で

きない独裁政治家と民主政治家の無力、これがネルゾンの政治理論を制約した。ネルゾンが経験し得た唯一の具体的な民主主義は欠陥と失敗に満ちたワイマール共和国だけだった。つまり、ネルゾンの考える民主主義がきわめて限定されたものだったということである。

ネルゾンは1927年のモスクワ訪問による体験を経て、民主主義に対する自らの見解を変更 した可能性があるとフランケは指摘している。ネルゾンはISK幹部の会合で次のように述べた と言われる(Vorholt 1998:92より再引用)。

あなた方には民主主義を一定程度評価するよう教えたい。これはわれわれが当時の体験なしには決して可能だとは思わなかったことである。チェーカー(Tcheka:[引用者注] レーニンがロシア革命後に設立した秘密警察)を経験してはじめて民主主義国家において保証されている自由を尊重すべきであると学ぶことになる。

しかしこの演説後まもないネルゾンの死によって、彼が従来の思想をどの程度、またどのように転換したのかを知る道は閉ざされた。むしろそのような転換は、第二次大戦中にデンマーク、ノルウェー、イングランドなどに亡命し、大戦後に帰国したネルゾンの弟子たちによってなされた。そこには、ネルゾンの思想の外的条件だけではなく、理論内在的な批判も見て取ることができる。

ネルゾンは、法原則は明確に根拠づけられねばならないという認識を持ち、そこから社会的 討議あるい多数決決定には協力しないという結論を導いた。「人権を信じ、多数に決定を委ね る者は、人権の運命を恣意の犠牲にしてしまう。」だから、それに抗して「われわれは法(正義) を望み、民主主義を非難しなければならない」(Bd9:406)のだった。

もしネルゾン哲学の基礎づけを取り上げるならば、そして同時に法原則の内容を維持するならば、それは民主主義の拒否を含むことになる。というのは、特殊な哲学的手続きなしには、 民主主義原理は政治的概念の根本要素にならないし、その必要もないからである。その点でネルゾンの理論的概念の整合性が問われる。

ネルゾンの倫理学体系を見通した包括的批判はすでにグルネバウムによってなされている。 グルネバウムは民主主義批判と賢者の統治を批判した。ネルゾンが展開した法原則の根拠づけ が正しく、政治の倫理的目的が確証できるとしても、「この基礎を達成する手段は一義的には 決定できない」(Grunebaum 1951:54)。さらにグルネバウムは「哲学的政治論の致命的な誤り」 は、最善者の支配という理想から、自分を指名する指導者の絶対的支配の体制を提案した点で ある。しかしネルゾンが範を仰いだカントもフリースも、プラトン的理想に賛意を表してはい るが、絶対的な指導者の理念という結論は拒否したのである(Grunebaum 1951:66)。

ネルゾンの民主主義批判に対してはヘックマンも批判を提起した。ヘックマンはネルゾンの 法の理論を批判的に修正するが、その際に批判的検証に耐える部分と同時に擁護できない箇所 にぶつかった。ヘックマンによれば、ネルゾンの法の理論を受容できるのは、彼が明確にはし なかった次の前提を受容する場合に限られる。

- ・法の支配を厳密に実行しうる国家の存在
- ・人間の多様な諸能力が一人の人間(最賢者)に、あるいは少数の十分に理解しあった集団のなかに集約しうること (Heckmann 1973: 375)

ネルゾンが自明なものとしてこの二つの前提をヘックマンは無条件には承認しない。これら の前提の成否は経験によってはじめて決定できるものだからである。

ヘックマンはネルゾンのもう一つの誤りを指摘する。それは、賢者の支配という結論が導けるのは、法原則の内容を具体化しても、国家において的確な意思決定に参加する市民の権利は出てこないということを前提する限りにおいてである。ヘックマンはむしろ、法原則の実現によって、まさにそのような市民の権利が生じるという理解を擁護する。そしてこの考えを民主主義の理想へと敷衍される。

そのような国家で市民が決定に関与する度合いが強まれば強まるほど、またここでこの利 害関心が法=権利の実現の利害関心と交錯する度合いが高まれば高まるほど、民主主義が 国家の中で実現する度合いは高まる。(Heckmann 1973: 377)

つまり、民主主義を形成するのは政治制度だけではない。その国家に対する市民の生活の利 害関心もそこに属するのである。

ヘックマンのネルゾン批判の要点は、端的に言えば「経験」に開かれていないという点にある。つまりネルゾンが、理論は経験に依存せずに基礎づけることができる言明の領域を、経験に基づいてしか決定できない領域にまで、限界を越えて拡張することができるとした点である。さらに、人間の経験の進展を十分に考慮せず、理論によって将来の経験を先取りしてしまう点である(Heckamnn 1972: 374f.)。

ネルゾンの哲学上の弟子であると同時に数学者・物理学者であるグレーテ・ヘンリー=ヘルマン(Grete Henry-Hermann)はネルゾン哲学・倫理学の特徴を指摘し、同時にそこに原理的な難点を見出している。ヘンリー=ヘルマンによれば、ネルゾンの哲学・倫理学の根本的な特徴は「偶然」との戦いであり、「偶然の克服」(Überwindung des Zufalls)を目指すという点である。ネルゾンの倫理学理論によれば、善の実現は自然への服従になる。自然の中で生じることは、自然法則からすれば所与の環境とそこに作用する力に依存する。だが、その力は倫理的価値に対しては中立的である。自然法則のもとでは、生起すべきことが実際に生起するかどうか、あるいは倫理的要求が無視されるかどうかは偶然の出来事である。しかし、倫理的に要求されることは偶然に委ねられてはならならず、人間の意志によって保証されねばならない。このような思考経路を通ることで、ネルゾンの倫理学は、人間は自分の義務を遵守する基本的な意志の確立を求め、そうすることで人間は所与の具体的環境から独立することができるとする。倫理学から教育学、法哲学から政治学への転換も同じ精神でなされている。

自然状態では、どこまで国家が法の支配を実現するか、あるいはその要求が実現しないかは 偶然に委ねられる。法と道徳が適切に作用し、既存の国家を正義国家に転換されるという洞察 を得るまで、それはわからない。だから、人々は社会集団と政党間の闘争に参加し、一致して 政党を結成しなければならない。この場合には、法治国家の理想がそれを実現するために作用 する政党の理想となる。この構想の背後には、自然の必然性と人間の自由ないし責任という対 立をどう理論的に解決するかという問題がある、ネルゾンは批判哲学の枠組のなかで、人間の 自由と自然法則とがどのように一致を見るかという問いを検討し、その回答を超越論的観念論 に見出した。人間の認識は経験の領域ではその関係を認識するには限界があり、現実の絶対的 認識には到達できないという教説である。

しかしヘンリー=ヘルマンは、ネルゾンはこうした「偶然の克服」を目指すがゆえに結果的には「怪しげな絶対性要求」を掲げることになったとする。したがって、この要求を取り下げ、「実践的経験」を倫理学の中に持ち込むことでネルゾン倫理学の改訂がなされるべきだとする (Hermann 1985)。

さらに根源的には、批判的方法における「直接的認識」というネルゾン哲学の核心に批判が向けられる。ヘックマンは、ノルウェー、イングランドへの亡命生活なかで民主主義に覚醒し、戦後のドイツでは大学における教育や大学外での平和活動に従事した。その際、ネルゾンとは異なり、「ソクラテス的方法」を政治活動からきっぱりと分離し、教育方法としての「ソクラテス的対話」発展させ指導した(cf. 太田2017)。同時に、直接的認識という概念が検討を要するものであることを認めている。しかしグロンケは、このようにネルゾンに一定の批判的態度をとるヘックマンにおいても批判的検討が十分であったのかと追求する。何らかの直接的認識を有していると自認する者は、それが真理であるとする自己観察によって認識するのだから、対話を必要としないかあるいは対話において他の参加者の役割を第二義的なものとみなす傾向が生じる。ソクラテス的対話の哲学的基礎がネルゾンの「批判的方法」にあるのならば、直接的認識だけを切り離してソクラテス的対話に基礎を与えることはできないはずである(Gronke 2012:140f.)。ソクラテス的方法、ソクラテス的対話の基礎はネルゾンの理性批判の方法だからである。そうであるならば、その基礎を作り直す必要があることになる。

この批判を受け止めるならば、つぎのような点が考えられねばならない。「ソクラテス的対話」が単なるコミュニケーションではなく真理探究をその核心的な目的とするならば、それはどのようにして民主主義のなかに組み込まれるかである。今日における民主主義は一その傾向を完全には否定しきれないにしても一ネルゾンのように単純に多数決による意志決定とはみなされない。その標準的なかたちでは法治国家の形態をとり、そこでは人間の尊厳が承認され、人権が保障され、それに適合する憲法が定められている。それだけではなく同時にそこでは、真理と法に関する公共的議論に対して原理的にすべての市民が関与する可能性が開かれている必要がある。そうであるとすれば、一部の人間だけにではなく、すべての人間に原理的に開かれ可能性こそが対話的に理解された真理へのアプローチが関わるべき事柄になる。

【謝辞】本研究はJSPS科研費 17K04578の助成を受けたものです。

注

- 1) 佐々木(2000) は、ナチスドイツが政権を奪取する前後のドイツにおけるプラトンのこの政治理 想の興隆を扱っているが、ネルゾンと関連が深いポパーについては述べているが、ネルゾン自身に は触れていない。
- 2)「ソクラテス的方法」を現代の「ソクラテス的対話」へと発展させたのはヘックマンであるが、この「抽象の遡及的方法」という方法は基本的には維持されている。二つの新機軸とともに、この方法を意識的に用いる点が、いわゆる「ソクラテス的方法」とは異なる重要な特徴である。
- 3) ここではネルゾンの自然哲学に関して議論することはできない。
- 4) ネルゾン著作集全9巻からの引用は(巻数:ページ)で示す。
- 5) "Interesse" を一義的に「利害」とも「関心」とも訳すことは難しい。ここではビルンバッハー (2019) にならって "Interesse" を「利害関心」としておく。ネルゾンはこの利害関心の概念を用いて先駆的に「動物の権利」 (die Rechte der Tiere) を論証しようとしたが、この点が同書 (291–300) で詳細に検討されている。
- 6) ノーベル経済学賞を受賞した経済学者ジョン・ハーサニ(John Hasaniyi)は、ネルゾンの業績に言及し、「新カント派的功利主義哲学者」と呼んでいる(cf. Birnbacher 1998)。
- 7)ネルゾンの倫理学のなかで"Recht"は一義的な訳語を充てにくい語である。それはドイツ語"Recht"の多義性によるところが大きい。「法」「権利」「正義」などを表すので、日本語としてはこの語が登場する文脈に応じて訳し分ける必要がある。また関連して、"Recht"を含む一連の語も訳しづらい。"Rechtspholosphie"は英訳では、"philosophy of right" (Hernry-Hermann)、あるいは "philosophy of justice" (Struve) である。また、"Rechtsstaat"は現代的には「法治国家」であるが、ネルゾンの場合には「正義」が実現している、つまり各人の平等の権利が保証されている国家、「正義国家」というより強い意味を含んでいるように思われる。そのため、"Rechtsstaat"で通すのも一案である。 "Rechtsgesetz"は "moralisches Gesetz (道徳法則)と並んで "Naturegestz (自然法則)に対応する語だが、「法法則」とは訳せない。「正義法則」あるいは「権利法則」とすべきであるとおもわれるが、日本語としては座りが悪いように思う。ちなみにフィヒテ『自然法論』(藤澤賢一郎訳)では、"Rechtsgestz"は「権利法則」と訳されている。ここでは「法原則」とした。
- 8) ネルゾンの『実践理性批判』の批判的検討はBrandt (2002) を参照。Franke (1991) にもごく簡潔な説明がある。
- 9) ネルゾンの法理論、社会理論、社会政策論、国際政治論などについてはここで扱うことはできない。 法理論においては簡単に説明した。社会理論、社会政策論では、ネルゾンの倫理学原理に基づく資 産配分論と労働賃金論が展開される。国際政治論では、国際連盟のような国家連合(Staatsbund) の構想が述べられる。これらについてはFranke (2019) に簡潔な紹介がある。さらに詳しくは

Franke (1991) 参照。

- 10) 法実証主義との論争に関してはFranke (1991), Vorholt (1998) を参照。
- 11) 1920年の「理性の党のプログラム計画」。ここではVorholt (1998:84) より再引用。
- 12) ネルゾンは青年運動の経験から例を持ち出す。あるグループがハイキングに出て、最もふさわしい場所はどこかを決定しようとする場合、グループの多数者ではなく、最も経験豊かな者が行き先を決定すべきである(Bd9:7)。
- 13) しかし、この学術的統制に対しては、ネルゾンが自分の自然科学的教養に基づいて、その方法を哲学と政治学にも向けたと批判される。厳密数学的定式による物理学の経験がすべての学に妥当するというのは確かに議論の余地がある。特に社会科学においてこの数学的厳密性とプロセスの形式性は所与のものではないのだから、学術的に厳密な判断あるいは真なる解決もない(Grunebaum 1951)。

参考文献

- Birnbacher, Dieter (1998) "Nelsons Philosophie Eine Evaluation," in Krohn, Dieter, Barbara Neißer, and Nora Walter eds. Zwischen Kant und Hare. Eine Evaluation der Ethik Leonard Nelsons: dipa-Verlag, 1st edition, pp. 13–36.
- ビルンバッハー,ディーター (2018) 『生命倫理学: 自然と利害関心の間』, 法政大学出版局, (加藤泰史・高畑祐人・中澤武訳).
- Brandt, Andreas (2002) Ethischer Kritizismus: Untersuchungen zu Leonhard Nelsons "Kritik der praktischen Vernunft" und ihren philosophischen Kontexten: Vandenhoeck & Ruprecht.
- Franke, Holger (1991) Leonard Nelson. Ein biographischer Beitrag unter besonderer Berücksichtigung seiner rechts- und staatsphilosophischen Arbeiten: Ammersbek Verlag an der Lottbek Jensen (Wissenschaftliche Beiträge aus Europäischen Hochschulen, Reiche 02, Rechtwissenschaten Bd.17).
- —— (2019) "Einführung in die paraktische Philosophie Leonard Nelsons," in Holger Franke, Horst Gronke, Dieter Krohn, and Barbara Neißer eds. Wie Vernunft praktisch werden kann: Philosophisch-Politische Akademie e.V.
- Gronke, Horst (2012) "Kinder philosophieren Wenn Kinder in einer sokratische Schule gehen …," in Neißer, Barbara and Udo Vorholt eds. *Kinder Philosphieren*: Lit Verlag, pp. 115–152.
- Grunebaum, L. H. (1951) "Führerschaft, Democratle, Ethik. Eine Kritik von Leonard Lelsons Demokratie und Führerschaft," Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft / Journal of Institutional and Theoretical Economics, Vol. 107, H. 1, pp. 36–89.
- Heckmann, Gustav (1973) "Leonald Nelsons Kampf um die Rationalität," *Neue Sammlung*, Vol. 13, pp. 364–379.

『論叢』玉川大学文学部紀要 第60号

- (1993) Das sokratische Gespräch Erfahrungen in philosophischen Hochshulseminaren: dipa-Verlag, Mit einem Vorwort zur Neuausgabe von Dieter Krohn, Herausgegeben von der Philosophisch-Politische Akademie.
- Henry-Hermann, Grete (1985) Die Überwindung des Zufalls: Kritische Betrachtungen zu Leonard Nelsons Begründung der Ethik als Wissenschaft: Felix Meiner Verlag.
- 堀江剛(2017)『ソクラティク・ダイアローグ』,(シリーズ臨床哲学4),大阪大学出版会.
- ケルゼン,ハンス (2015) 『民主主義の本質と価値』,岩波書店,(長尾龍一,植田俊太郎訳).
- Nelson, Leonard (1970a) "Die kritische Methode und das Verhältnis der Psychologie zur Philosophie. Ein Kapitel aus der Methodenlehre (1904)," in *Die Schule der kritischen Philosophie und ihre Methode*, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 1).
- (1970b) Die Schule der kritischen Philosophie und ihre Methode, in Bernays, Paul, Willi Eichler, Arnold Gysin, Gustav Heckmann, Grete Henry-Hermann, Fritz von Hippel, Stephan Köner, Werner Kroebel, and Gerhard Weiser eds. Felix Meiner Verlag, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 1).
- (1970c) System der philosophischen Ethik und Pädagogik. Vorlesung über die Grundlagen der Ethik, 2. Band: Felix Meiner Verlag, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 5).
- (1970d) System der philosophischen Rechtlehre und Politik.: Felix Meiner Verlag, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 6).
- (1971) Sittlichkeit und Bildung: Felix Meiner Verlag, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 8).
- (1972a) Kritik der praktischen Vernunft. Vorlesung über die Grundlagen der Ethik, 1. Band: Felix Meiner Verlag, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 4).
- (1972b) Recht und Staat: Felix Meiner Verlag, (Gesammelte Schriften in neun Bänden, Band 9).
- (1975) Vom Selbstvertaruen der Vernunft. Schriften zur kritische Philosophie und ihrer Ethik, Hamburg: Felix Meiner Verlag, (Herausgegeben von Grete Henry-Hermann).
- 太田明 (2015)「レオナルド·ネルゾンと〈理性の自己信頼〉(1)」,『玉川大学文学部論叢』,第55巻,103-130頁.
- ----(2016)「レオナルド·ネルゾンと〈理性の自己信頼〉(2)」,『玉川大学文学部論叢』,第56巻,71-102頁.
- ----(2017)「レオナルド・ネルゾンと〈理性の自己信頼〉(3)」,『玉川大学文学部論叢』,第57巻,1-25頁.
- —— (2019)「レオナルド・ネルゾンと〈理性の自己信頼〉(5)」,『Humanitas』, 第10号, 13-30頁. 佐々木毅(2000)『プラトンの呪縛』, 講談社.
- Struve, Walter (2015) Elites Against Democracy: Leadership Ideals in Bourgeois Political Thought in Germany 1890–1933: Princeton University Press.

Vorholt, Udo (1998) Die politische Theorie Leonard Nelsons: Eine Fallstudie zum Verhältnis von philosophisch-politischer Theorie und konkret-politischer Praxis: Nomos, 1st edition.

(おおた あきら)

Leonard Nelson on (Self-confidence of Reason) (6): Critical Philosophy and Criticism of Democracy

Akira OTA

Abstract

The purpose of this study is to clarify the critical philosophy Leonard Nelson's and his criticism of democracy driven from it.

Leonard Nelson (1882–1927), a philosopher of the University of Göttingen in 1920's, revealed a new of dialogue in his lecture "Socratic Method" (1922). Nelson was, however, at the forefront of democracy criticism at that time.

We wonder whether there is a smooth relation between his advocatio of new method of dialogue and severe attack to democracy. Because, from today's point of view, "dialogue" is regarded as a peaceful way of negotiation without real power on the one hand, and a "democratic" measure by which the equal right of speech of the participants is guaranteed and an agreement through discussion is to be expected on the other hand. But Nelson's theory of ethics argues that there is no inconsistency here but rather fully consistent and logically must be so.

In this study, we first review Nelson's critical philosophy and critical ethical system. Then we examine how anti-democracy comes from this ethical system. Nelson's political theory assumes that there exists an ideal for universally valid law (or justice) (*Recht*). This can only be realized when a "rule-of-law-state" (*Rechtstaat*) is formed. However, the rule-of-law-state is incompatible with "democracy" as the principle of majority by people with different understandings of the ideal, but rather must be replaced by the rule of the wise along "leader principle".

After pursuing this logic, we examine the difficulties of Nelson's ethical theory pointed out by Nelson's successors who supported democracy after World War II. This reveals that Nelson's theory was not open to experience because of the pursuit of consistency, while thinking about the practical application of philosophy.

Keywords: Leonard Nelson, critical philosophy, socratic method, critical ethics, rule of the wise, leadership education